

平成 28 年度第 4 回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	1 地区まちぢから協議会からの認定申請の調査審議について 2 地域コミュニティの活動と認定事業等の進め方について 3 その他
日時	平成 29 年 2 月 15 日（水）10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場所	市役所分庁舎 5 階 特別会議室
出席者氏名	平井委員、高橋委員、水島委員、上原委員、名和田委員、三輪委員 (欠席委員) 大塚委員 (事務局) 市民自治推進課 岸課長、永倉課長補佐、廣瀬課長補佐、大森主任、窪田主任
会議資料	別紙のとおり
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	5 名

(会議の概要)

○事務局（岸課長）

ただいまより、平成 28 年度第 4 回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。

市民自治推進課長の岸でございます。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第 5 条第 1 項において「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」と規定がございます。

このことから、今後の議事につきましては、名和田会長、進行をよろしくお願いいたします。

議事に入る前に事務局より資料の確認をさせていただきます。

○事務局（廣瀬課長補佐）

それでは、ここで配付資料の確認をさせていただきます。

1. 次第、2. 報告事項 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について、3. 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査要領、4. 資料1 松浪地区の認定申請書類一式、5. 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表、6. 資料2 地域コミュニティの活動と認定事業等の検証、7. 資料2-1 平成29年度 地域コミュニティ審議会の進め方について（案）、8. 資料2-2 認定コミュニティ助成金実績報告書、9. 資料2-3 認定審査基準確認表、10. 資料2-4 認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ、11. 資料2-5 特定事業評価表を事前に送付させていただいております。不足等ございましたら、職員までお声掛けをお願いします。

また、本日机上配付資料としては、次第、資料2及び資料2-1です。

次第、資料2「地域コミュニティの活動と認定事業等の検証」、資料2-1「平成29年度 地域コミュニティ審議会の進め方について（案）」の記載内容に一部修正があります。申し訳ございませんが差し替えをお願いいたします。

○名和田議長

配付資料の確認ありがとうございます。

議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

冒頭で会議の開催要件を確認させていただきます。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定がございます。本日は過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議は成立することをご報告いたします。大塚委員からは、都合により欠席の旨の連絡を事前にいただいております。

本日、傍聴の方がお見えになっております。関心を持っていただきありがとうございます。傍聴の方におかれましては、受付時にお渡しさせていただきました傍聴券に記載の内容に従って傍聴をしていただきますようお願いいたします。また、傍聴の方からこの審議会の様子を写真撮影したい旨の依頼がありました。この件につきまして、事務局より詳しいご説明をお願いいたします。

○事務局（廣瀬課長補佐）

ご説明申し上げます。本日、傍聴の方より写真撮影をして、まちぢから協議会のホームページ等で報告したい旨の依頼がありました。審議会委員の皆様でお諮りいただきますようお願いいたします。

○名和田議長

ご説明ありがとうございました。公開している会議ですので、報道の方が傍聴することも考えられるため、写真撮影は問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○名和田議長

ありがとうございます。

本日の会議の議事録署名委員は、名簿順で、水島委員とさせていただきます。よろしく申し上げます。

次第2「報告事項について」、前回の第3回審議会で審議された内容の振り返りをさせていただきたいと思えます。第3回審議会で調査審議した答申結果及び認定申請に対する市長の決定について、振り返りと報告をお願いいたします。

第3回審議会では、市長から4地区からの認定申請に対する諮問があり、4地区について、認定が適当である旨を市長に答申いたしました。その答申結果を踏まえて市長がどのような決定をなされたのか、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（岸課長）

資料「平成29年2月15日第4回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会報告事項」をご覧ください。

答申結果を踏まえ、4地区を認定と決定いたしました。ただし、海岸地区と鶴嶺東地区においては、公募委員の募集を行いました。応募がなかったため、その他意見として、「公募委員の参画に向けさらなる努力と工夫を期待します。」という旨の意見を認定決定通知書に盛り込みました。早速、この結果を受けて、海岸地区では再度公募委員の募集を行っていると聞いています。

続いて、特定事業助成金について、ご説明いたします。

第3回審議会においては、5つの事業提案について、ご報告させていただきました。その後、新たに提案のあった事業について、ご説明いたします。

6の浜須賀地区での広報「浜須賀まちのちから」発行事業について、ご説明いたします。こちらの事業は、地域の情報をより多くの住民に発信するため、既に事業認定を受けている広報「浜須賀まちのちから」発行事業における情報発信の手法を、回覧から全戸配布へ変更するものでございます。93,852円の申請額に対しまして、93,852円を交付させていただきました。

7の湘南地区の地区パトロール事業について、ご説明いたします。こちらの事業は、暮らしやすい、安全安心なまちにするため、分野の枠にとられない地区全体のパトロールを行います。もともと推進協で行われていた「子ども110番の家」事業を発展させた形で、ステッカーの貼付、交通危険箇所、暗がり等を地図に落とし込み、課題解決に向けた材料とするとともに、当該協議会の周知を図るものです。168,890円の申請額に対しまして、168,890円を交付させていただきました。

平成28年度では、7つの事業のご提案をいただき、それぞれの地区で取り組みが進められている状況でございます。簡単ではございますが、説明は以上です。

○名和田議長

報告ありがとうございました。今、認定された地区の報告と、認定された地区からの特定事業助成金を活用した事業提案についての報告をいただきました。各委員からご意見やご質問はございますか。

○水島委員

浜須賀地区まちのちから協議会からの事業提案で2回目の広報紙発行事業ということで、回覧から全戸配布へ変更し、より情報が届きやすくなったと思います。回覧板は自治会だと思いますが、全戸配布ということと、どこかに配架などもしているのでしょうか。

○事務局（大森主任）

ご説明いたします。浜須賀会館という浜須賀地区に所在するコミュニティセンターがございまして、そちらに配架いたしました。自治会による全戸配布以外にも配架し、周知を行っています。

○名和田議長

よろしいでしょうか。浜須賀地区まちのちから協議会は、みんなが当事者であるため、自治会以外の住民にも周知するということです。ただ、自治会もまちのちから協議会の構成員ですので、自治会の力を借りて、回覧や全戸配布を行っていただく、それに加えて、配架を行っているということですか。

○平井委員

活動した方の人件費はどうなっていますか。全てボランティアで行うのかどうか。

○名和田議長

交付額の内容のご質問ですね。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（廣瀬課長補佐）

現在、事業提案をいただいている7つの事業については、全て人件費は計上されていません。

○名和田議長

現在は、計上されていないようですが、制度の決まりとしてはいかがでしょうか。

○事務局（廣瀬課長補佐）

有償ボランティアなどの活動の対価として、予算計上していただいても構わないと考えています。

○名和田議長

制度としては、想定されているが、現状の活動状況としては、皆さんボランティアで活動しているという状況というご説明がありました。

他にいかがでしょうか。事務局からご報告があったということで、委員の皆様ご承知ください。先ほどの件も含めまして、審議に入る前に確認しておくことはございますか。特になければ、議題の審議に入ります。

それでは、審議に入ります。

事前に1地区から申請があったということで、資料を各委員に送付させていただいております。今回は、1地区の申請に対して、審議することで進めさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

○事務局（廣瀬課長補佐）

1地区から提出された認定申請につきまして審議をお願いいたします。

過去に認定申請をした松浪地区から再度認定申請が提出されました。

審議をしていただくにあたり、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条の規定に基づきまして、市長に代わり諮問をさせていただきます。

○事務局（岸課長）

市長に代わりまして諮問書を代読いたします。

1 地区から提出された認定申請について、審議をお願いいたします。

なお、審議をしていただくにあたり、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第8条の規定に基づき、市長に代わりまして諮問をさせていただきます。

○名和田議長

ただいま、市長からの諮問書をいただきました。

委員の皆様には、事務局より諮問書の写しを配付していただき、ご確認くださいますようお願いいたします。

では、改めて議題（1）を進めさせていただきます。

事務局より説明のありました諮問に対して、本審議会として調査審議をし、その結果を答申することとなります。

まず、地区からの申請内容について、事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（窪田主任）

松浪地区を担当しております、市民自治推進課窪田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、松浪地区まちぢから協議会の認定申請について、説明いたします。

申請書の内容に入る前に、松浪地区の地域性について、簡単に説明いたします。

松浪地区は、茅ヶ崎市の東南に位置し、東は藤沢市に、西は浜須賀地区に接し、北側はJRの東海道線で区切られ、南は海に面しています。風光明媚な湘南海岸をバックに住宅地、学園地として栄えている地域です。

それでは、基準確認表に基づき認定申請書の内容を説明させていただきます。

第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会において、すでにご審議をいただき、重複している内容がございます。このことから、差支えございませんでしたら、本申請における公募委員の参画に関する変更点のみ、ご説明をさせていただくことでいかがでしょうか。

○名和田議長

事前に申請書一式が送付されておりますし、我々の記憶に新しいこともございます。

第2回審議会においても十分に審議しているところですので、以前の申請から変更のあった公募委員に関することをご説明いただければと思います。

○上原委員

規約が変更になっていますので、規約の変更点についても説明をお願いいたします。

○名和田議長

それでは、規約の件も含めて、前回認定申請書の内容と変更になった箇所について、説明をお願いすることでいかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局（窪田主任）

それでは、まず規約の変更点について、説明いたします。

松浪地区まちぢから協議会規約第16条第6号「本規約の制定及び改正に関する事項」の旧条文は「本規約等…」と規定しておりました。

同規約第23条第5号及び第7号を追記いたしました。

同規約第31条第2項中「運営委員会の議決を得た者…」の旧条文は、「総会の議決を得た者…」と規定しておりました。

松浪地区まちぢから協議会では、規約以外にも様々な要綱・規程が定められており、全ての規程類を総会で諮ることの実務的な負担や効率的な組織運営の必要性から、まちぢから協議会規約の改正のみを総会議決事項とし、それ以外の規程類については、運営委員会の議決事項としました。また、松浪コミカフェの管理運営に関する重要事項の決定に関する事項について、定めがなかったことから追記しました。

続きまして、認定申請の公募委員に関する内容について、ご説明させていただきます。

審査基準（4）「申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。」については、資料3ページ、規約第5条第2項第1号に規定があります。「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。」については、資料17ページ「重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書」に記載のとおりです。事前にお目通しいただいていると思いますが、ご説明いたします。

（1）現在の状況として、重要事項の決定は、松浪地区まちぢから協議会規約第16条及び第23条に規定した「総会」及び「運営委員会」の議決をもって行うものとしていきます。

「総会」及び「運営委員会」は、規約第13条及び第21条のとおり、委員によって構成されています。委員は、規約第5条のとおり、現在、33名で構成されています。男女比は、男性委員20名（61%）、女性委員13名（39%）です。公募委員の

参画前の男女比は、男性委員20名（65%）、女性委員11人（35%）です。平成29年1月現在、公募により選出された委員は2名、いずれも女性です。

（2）選出の経緯として、ア 第1回目の応募について、広報ちがさき、市ホームページ、松浪地区まちぢから協議会ホームページに募集案内を掲載するほか、募集案内及び応募用紙を松浪地区内の公共施設に配架しました。また、松浪地区の14自治会の回覧により募集の周知を行いました。周知及び募集期間は、平成28年4月1日から30日までの1か月間とし、募集期間中に4名の応募がありました。

しかし、松浪地区まちぢから協議会役員等により構成された松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議で選考を行った結果、公募委員の選任には至りませんでした。第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会での審議内容及び答申、市からの不認定決定通知の内容を踏まえ、第2回目の公募委員の応募に向けた取り組みを始めました。

イ 第2回目の応募について、広報ちがさき、市ホームページ、松浪地区まちぢから協議会ホームページに募集案内を掲載するほか、募集案内及び応募用紙を松浪地区内の公共施設に配架しました。また、松浪地区の14自治会の回覧により募集の周知を行いました。周知及び募集期間は、平成28年11月15日から12月16日までの1か月間とし、募集期間中に3名の応募がありました。

松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議要綱を改正し、選考委員を7名から3名追加し、10名とし、幅広い視点から選考を行うこととしました。松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議（松浪地区まちぢから協議会役員とまちぢから協議会の委員3名により構成）で選考を行った結果、応募者3名のうち、上位2名を公募委員として参画していただくこととなりまして、平成29年1月18日臨時総会にて議決されました。

（3）今後の取り組み予定として、公募委員については、より多くの住民に協議会の活動へ参加していただくきっかけとして重要な取り組みであることから、現在の公募委員が任期満了や都合により退任した場合には、新たな公募委員の募集を行う予定です。

このことから、資料10ページの委員名簿をご覧ください。No.32、33に公募委員が追記されております。

加えて、No.31の環境指導員についてですが、第2回審議会への申請時においては、選任されておりましたが、平成28年度の活動を進めながら、地域の中から人材の発掘を行い、現在は、参画していただいております。

最後に、資料23ページをご覧ください。平成29年1月18日に開催されました臨時総会の議事録を添付しております。議案第1号により、公募委員について、原案のとおり可決されたことが記載されております。

簡単ではございますが、以上です。

○名和田議長

ありがとうございました。今、事務局からご説明がありました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○三輪委員

公募委員が2名増えたことについては、良かったと思います。参考までに、第1回目と第2回目の公募委員の応募について、基本的な募集の方法など特に変わらないようにと思いますが、今回の第2回目の応募で特に工夫したことなど聞いていますか。

○事務局（窪田主任）

ご質問いただきましたとおり、第1回目と第2回目の募集における実施方法の変更はございません。ただし、選考の運用において変更し、公募委員を選考する委員を幅広い視点から選考を行うこととして、7名であった選考委員に新たに3名を加えて、10名としました。この変更については、平成28年10月に松浪地区まちぢから協議会で公募委員に関する研修会を実施した議論を反映させたものです。公募委員の存在や役割、条例の考え方などを議論した結果です。

新たな選考委員の3名の内訳ですが、14自治会の会長から1名、教育関係機関から1名、それ以外の団体から1名を選出いたしました。

もう1つ工夫したこととしては、公募委員の選考に関しては、1次選考の書類審査と2次選考の面接選考の総合評価としました。要領に基づき、1次選考の書類選考において、一定の評価を得ない場合、2次選考の面接に進むことができないこととなっています。このことに関して協議会の中で、議論がありまして、運用として、1次選考と2次選考を併せて実施し、必ず面接を行い、応募者の方と顔を合わせて総合的な評価を行うことといたしました。

○名和田議長

ありがとうございます。公募委員が参画したことで、条例上の基準を満たしていますが、ただ今、選考の経緯について、質問がありました。他にございますか。

○平井委員

コミュニティセンターとまちぢから協議会との関係性について、説明をお願いいたします。

○事務局（窪田主任）

松浪地区まちぢから協議会は、松浪コミュニティセンターの指定管理を行っていません。まちぢから協議会が指定管理者となっているのは、他の地区にはないものです。

こういった状況の背景としては、コミュニティセンターの建設を検討している時期と、まちぢから協議会が設立されモデル事業の取り組みが進められた時期が一致し、まちぢから協議会が指定管理となるメリットを採用して運用することとなりました。

○名和田議長

このことは、規約にも明記されているのでしょうか。

○事務局（窪田主任）

資料2ページの松浪地区まちぢから協議会規約第3条第2項及び第3項に目的として規定しています。また、第4条第5号に事業として松浪コミュニティセンター及び子どもの家なみっこの管理運営に関することが規定されています。

○名和田議長

ありがとうございます。コミュニティセンターの管理運営委員会とまちぢから協議会の関係というのは、いろいろな政策的な考慮があったと思いますが、現状では松浪地区のみがまちぢから協議会が指定管理者となっているということですね。

それでは、三輪委員からもご質問がありました。今回、松浪地区では公募委員について、理解を深める努力をされまして、実際に2名の公募委員を選任することができたことを評価して、認定が適当である旨を答申することはいかがでしょう。

○三輪委員

前回の議論に対する回答というようなものが今回の認定申請書などに記載がなく、認定申請書も再提出しましたという状況になっています。資料17ページの(2)公募委員の選出の経緯のイに第2回目の応募ということで少し記載がありますが、第2回審議会の結果を受けて、名和田議長がおっしゃったような公募委員の選任に向けた努力をしたことや協議会の中で議論されたことなど、10月に研修会を実施したことの説明がありましたがその研修会の議事録などの記録が公開されるものかわかりませんが、そういったものを添付して、議論のプロセスによって公募委員に関する検討を進めた結果、幅広い視点が必要になり、選考委員を7名から10名としたという説明を認定申請書などに入れ込んでいただきましたら、今回答申もしやすくなりました。

し、なお良かったと思います。

○名和田議長

こういったケースが今後、あるかどうかわかりませんが、事務局の方で、条例の運用の在り方として、ご検討をいただければと思います。

我々は、当初、不認定という答申をしたわけではなく、認定を保留するべきであるという答申をしました。事務局で様々な議論があったことと思いますが、市長の決定は不認定となりました。もし、認定を保留という形になっていれば、その保留の原因部分を追完するという形で書類が作成されるわけです。結果的に不認定となりましたので、一から再度書類を作成し、認定申請をすることになったわけです。

今後の条例の運用について、事務局でご検討をお願いいたします。

では、当審議会としては、市長からの諮問に対する答申として、認定が適当である旨を申し上げ、理由としては、公募委員の意義に関する理解を深める努力をされて、実際に2名の公募委員を獲得されたためと申し上げさせていただきます。細かい文言については、答申書としてまとめる際に、事務局と会長及び三輪副会長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○名和田議長

ありがとうございました。会長として、この件について、感想を述べさせていただきます。答申理由にも述べさせていただきましたが、不認定という決定は、松浪地区の地元にとっては、愉快なものではなかったと察します。それでも、我慢強く、この取り組みを進められまして、実際に公募委員の獲得という成果を出されました。非常に素晴らしいことだと感じております。

それでは、議題の(2)に移ります。地域コミュニティの活動と認定事業等の進め方について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(永倉課長補佐)

それでは、議題(2)地域コミュニティの活動と認定事業の進め方について事務局よりご説明いたします。

ここでは、地域コミュニティ審議会の所掌事項を確認しながら、来年度の審議会の進め方についてご審議いただきたいと考えております。

はじめに資料2-1「平成29年度 地域コミュニティ審議会の進め方について

(案)」をご覧ください。

審議会の所掌事項といたしまして、「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則」に定められているものにつきまして、大きく「1 コミュニティの認定に関すること」、「2 認定コミュニティによる公益を増進するための活動に関すること」、「3 認定コミュニティの活動に対する市の支援に関すること」の3つに分けて記載しております。

本日、松浪地区まちぢから協議会の認定についてご審議いただきましたが、今年度の審議会では、この「1 コミュニティの認定に関すること」を中心にご審議いただいております。

参考といたしまして、現在、市内12地区のうち湘北地区を除いた11地区で地区まちぢから協議会が発足し、そのうち本日の松浪地区を含めると9地区で認定を受ける見込みとなっております。

認定申請は地域の意思によるものではありませんが、地域の話し合いの中では来年度中に茅ヶ崎地区と鶴嶺西地区の2地区の認定申請があがってくると思われれます。

来年度の審議会の開催は、事務局といたしましては、今年度と同じ4回を予定し、予算要求しております。この4回の審議会のうち、第1回目の審議会は5月の中旬から下旬での開催を予定しており、そのタイミングで地域から認定申請があがってくれば、同様に調査審議をお願いいたしますが、主に「2 認定コミュニティによる公益を増進するための活動に関すること」をご審議いただきたいと考えております。

ご審議いただく具体的な内容といたしましては、「(1) 認定基準の確認」「(2) その他、認定コミュニティの活動全般に関すること」がございます。

「資料2 地域コミュニティの活動と認定事業の検証」が全体イメージ図になっておりますので、合わせてご覧ください。この資料2の下段に「茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会(5月)」としております。

「(1) 認定基準の確認」につきましては、認定を受けた9つの地域コミュニティについて、認定を受けた後も引き続き8つの基準に適合して活動を行っているかについて、認定コミュニティから提出された書類を参照しながら確認していただく予定です。

すでに認定を受けている各認定コミュニティから提出されてくる「活動報告書・収支決算書」、「活動計画書・収支予算書」、「認定コミュニティ助成金実績報告書(資料2-2)」のほか、特定事業を実施している場合は「認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ(資料2-4)」をもとに、地区担当職員が作成する「認定審査基準確認表(資料2-3)」に基づいて、確認をいただくことを予定しております。

実際にそれぞれの書式を見ながら具体的にご説明いたします。

「資料 2-2 認定コミュニティ助成金実績報告書」をご覧ください。

まず各地区からは認定したことにより申請して補助を受けることができる 15 万円の運営費があります。その報告としてこの「資料 2-2」が市民自治推進課に提出されます。表面は一般的な報告書の様式になっておりますが、裏面をご覧ください。事業実施報告書には、「■実施した事業一覧」に行った会議の期日、名称、主な内容・出席者を記載するほか、次の「■各種会議を除く事業」には、市民集会や防災訓練などの事業名、実施体制、活動日・参加者数・内容のほか、当日の様子が分かる写真を添付してもらいます。また、事業の成果を記載してもらうようになっております。

実際には、別紙として合わせて提出される「事業報告書」及び「収支決算書」が添付されてくることが想定されます。

次に資料「2-4 認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ」をご覧ください。

また、本日の冒頭で報告としてご説明いたしました「地域乳幼児サポート事業」、「子どもと親子の居場所『おむすび松林』事業」や「地区パトロール事業」など、特定事業を実施している地区、具体的には浜須賀地区、松林地区、湘南地区からはその事業ごとに「資料 2-4 認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ」が市民自治推進課に提出されます。

こちらも表面は一般的な報告書の様式になっておりますが、裏面をご覧ください。裏面に「事業実施報告書」、3 ページ目に「収支決算書」が添付されますが、「事業実施報告書」には事業の実施内容のほか、「事業の目的や効果の達成」、「事業の対象者となる地域住民の意見聴取」、「メンバーのやりがい」、「事業実施による地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘」を記載していただく予定になっております。

次に「資料 2-3 認定審査基準確認表」をご覧ください。

これらの書類に基づいて地域担当職員が「資料 2-3 認定審査基準確認表」を作成いたします。この確認表は認定を受ける際に委員の皆様の確認表として使用いただいた表をもとに作成しており、左の欄に審査基準、真ん中に基準への申請時の適合状況、右の欄に 29 年度現在の基準への適合状況を記載するようになっております。

今回の例として真ん中の欄、基準時の適合状況は湘南地区のものを入れ込んであります。審議会では、これらの資料に加えて「活動報告書・収支決算書」、「活動計画書・収支予算書」を合わせてご覧いただき、認定後も引き続き 8 つの基準に適合して活動を行っているかについて、認定コミュニティから提出された書類を参照しながら確認していただきます。ここまでの説明で、ご質問はございますか。

○名和田議長

説明に追い付いていただけますか。

○上原委員

「資料２－４ 認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ」は「Ⅱ」になっているのに、「資料２－２ 認定コミュニティ助成金実績報告」は「Ⅰ」になっていないのは、違和感がありますね。

○名和田議長

内容はわかりますか。資料２－２の報告書は、運営費の１５万円のもので、資料２－４の報告書Ⅱは、特定事業助成金のもので、特定事業助成金の報告については、事業ごとにこの報告書を作成することになります。

○事務局（永倉課長補佐）

今回、資料として簡易的に作成したものですので、実際には工夫いたしますので、内容のご確認をお願いいたします。

説明を続けます。

次に「（２）その他、認定コミュニティの活動全般に関すること」につきまして、ご説明いたします。

再度「資料２ 地域コミュニティの活動と認定事業の検証」をご覧ください。

図の中央の大きな○の中に例示された認定コミュニティ活動をご覧ください。

コミュニティの活動は、○の中の左上にあります役員会や運営委員会、部会などの「会議」ほか、「まつり」、「防災訓練」、「運動会」、「意見箱」など、地域ごとに様々な活動を行っています。

また、先ほどご説明いたしました「特定事業」の実施状況でも報告いたしましたが、点線で囲まれた「特定事業」が行われている地区もございます。この「特定事業」は、市の事業提案審査会で事業提案の審査を行い、認められた特定事業に対して、必要な額を補助していますが、来年度も継続して実施する事業につきましては３月中に審査を行います。これは、４月以降も継続して事業実施を予定していますが、実施場所の予約や周知等の必要があるため、今年度中に審査を受ける必要があるため開催するものです。

特定事業の２８年度実績につきましては、３月末に市民自治推進課に提出される「資料２－４ 認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ」を元に事業認定を行った認定審査会で４月に検証及び評価を行い、「資料２－５ 特定事業評価表」を作成いたします。

なお、先ほどの継続事業についてもこの4月の検証結果を反映させることが条件となっております。

先ほど説明した資料のうち、「活動報告書及び収支決算書」、「活動計画書及び収支予算書」、「認定コミュニティ助成金実績報告書（資料2-2）」に加えて、認定事業を実施している場合は、先ほどご説明いたしました「資料2-4 認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ」、また、審査会によって作成された「特定事業評価表（資料2-5）」の内容をご確認いただき、地域コミュニティの活動全般に対して、審議会として、地域コミュニティの活動がより効果的な取り組みとなるよう、必要に応じて助言等をいただきたいと思いますと考えております。

なお、第1回目の審議会では、地域コミュニティの認定申請がある場合はその審議会に加え、先ほどご説明いたしました「認定基準の確認」と「活動全般に関すること」について、各地区9地区分をご審議いただくこととなります。事務局といたしましては、第1回目の審議会でご審議いただこうと考えております。そのため、今日の会議では、報告書の内容や審議会の進め方、例えば2日に分けて審議を行うなどについてご議論いただきたいと思います。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○名和田議長

ありがとうございました。これは、今後の我々の活動について、このように運用したいのですが、いかがでしょうかと問いかけられているものです。これまでの我々の主な役割としては、コミュニティの認定に関するものでした。しかし、これは、数に限りがあるわけで、その後の役割としては、先ほど説明があったとおり、議論が必要です。今の説明の内容について、正確に理解ができなければ、進められないと思いますので、ご質問があればお願いいたします。

○上原委員

時系列がよくわからないのですが、各団体の決算は同じ時期であるため、年度ごとに一括に活動の評価を実施することになると地域に負担がかかると思います。運営費については、一年を通した活動の実績報告であるので、仕方がないことかと思いますが、特定事業助成金については、その事業終了後、報告を行うということで良いのではないのでしょうか。

○事務局（永倉課長補佐）

基本的には、特定事業助成金についても、年度終了後の3月末に事業報告を行って

いただくことを想定しています。

○上原委員

例えば、事業提案においては、1円単位まで事業費を見積もっていますよね。申請に対する交付額が決定していますが、これは精算はされていないのですね。

○事務局（永倉課長補佐）

申請をいただいた上で、あくまで概算払いで助成金を交付しております。最終的に実績報告という形で、内訳を含めて精算して、報告していただくこととなります。翌年度の4月以降に、事業提案審査会を開催し、前年度の実績に関する振り返りを行うこととなっています。

○名和田議長

今のところ、提案事業の件数が少ないですが、将来提案事業の件数が増えた場合は大変そうですね。

○上原委員

認定コミュニティが9地区存在することとなりますが、この次の第1回目の審議会で審議する際は、9地区が年の途中で認定を受けているわけですから、丸一年活動している実績を評価することにはならないですよ。

○事務局（永倉課長補佐）

認定時期は、年の途中ですが、まちぢから協議会としては、既に設立されて活動しており、年度当初に地区内で総会等も実施して年度で事業を計画しておりますので、その活動状況については、一年分の実績報告をいただくこととなります。

○上原委員

わかりました。特定事業助成金については、認定を受けた後に実施するものですよ。初年度であるため、提案された事業が7つでしたが、今後地域の活動が推進された場合は、ますます事業が増えるわけですよ。そうしたら、報告書を提出する地域も内容を評価する方も大変ですね。例えば、半年に一回、中間決算ではないですが、実施したらいかがでしょうか。もう少し、小分けに報告してはいかがでしょうか。普通の地域住民が写真を添付したり事業の実績を作成したりするわけですよ。

○名和田議長

この件については、私は他の自治体での経験もありますので、感想を述べさせていただきます。

一つは、この大変な書類を作成するにあたりまして、やはり税金が原資であるため、報告書は必要なものであることは申すまでもありません。ただ、その中でも今事務局から提案のあったこの書類の作りは地元のご負担を極力抑えるように配慮されており、簡略的にできていると思います。そして、各協議会に市の地域担当職員が入り込み、支援を行っています。将来的には、各地区の協議会の事務局が自立した際に、これらの書類の作成ができるかどうか考えなければならないということです。

私が知る限りは、各地域は実施できているとっております。私が関わっている自治体としては、千葉県の佐倉市と宮崎県の宮崎市です。宮崎市は、各地区に専門専属の嘱託職員が支援していますので、円滑に支援が行われていると感じています。佐倉市は、そういった事務的支援はありませんが、各地区の協議会の方々の努力で実施できていると感じています。これらの様式の分量から判断すると、報告書の作成は、対応可能だと思います。

年間スケジュールについてですが、茅ヶ崎市の仕組みとしては、認定する際は審議会に諮って厳しい厳正に審査されているわけです。特定事業の提案の審査については、審議会ではなく、市の内部組織における審査会で審査されるわけです。今回のご提案は、特定事業の認定審査には関わらないが、特定事業が行われた後の検証は、当審議会で実施していただきたいというものです。これについては、宮崎市は3日か4日かけてヒアリングを委員会が行い、内容を審査している状況です。委員が地域にヒアリング各地域に出向いて事業を視察するなど実施しています。宮崎市は22地区ありますので、茅ヶ崎市の倍です。これは、かなり大変だと感じています。今のところ、茅ヶ崎市においては、特定事業が少ないので全事業を対象として検証できると思いますが、多くなった場合は、事業をピックアップして内容を審査することもあり得るのかなと思いました。

もう一つ、この審議会の役割の中で、認定コミュニティの認定の基準を満たしているかどうかを確認する形式的な役割があります。この制度の究極の目的としては、地域を良くする、地域活動の推進というものです。認定の基準を満たし続けているかどうかという一覧表を確認し、実質的な活動の内容についても地域に寄り添いながら、評価を行うことが求められています。第三者的な目で地域の活動を学びながら、評価を行うことになります。

とりとめのない感想を申し上げましたが、さらにご意見はありますか。

○事務局（永倉課長補佐）

あくまで地域は、総会等で年間の事業を計画しています。また、年間を通じて活動を行っております。市の補助金では年度末に報告があがってくることとなります。配付資料にもあるとおり、審議会からの助言については、年間を通じた活動や全体を捉えた中で、評価をしていただきたい、助言をしていただきたいと事務局では、考えております。

○高橋委員

現在、提案のあった7つの事業については、年間を通じた事業であるため、そういった年度報告で問題ないかと思えます。ただし、これからの事業の提案によっては、一時的な事業の実施もあり得るかと思えます。その際には、記憶も薄れてしまいますので、その都度報告を行う体制や年度末に限らない報告の方法についても、考えていただければと思います。通年実施の事業の報告については、報告書を提出する地域も内容を審査する方もお互いに負担になってしまいます。

○名和田議長

この審議会の開催は、毎月のように実施することはできないわけです。事業を実施した後の検証をこの審議会で行うということになります。年度の途中においても評価できる体制や事業を実施した後の検証については、この審議会での検証が行われなければ、地元の事業が左右されるとか地域の活動が滞ってしまうということにはならないと思えますので、すぐに審議会を開催するという必要はなさそうです。

○高橋委員

原則は、年度末でよろしいかと思えます。特定事業を実施するかしないかというのは、各地区の総会で年度当初に事業計画や予算の計上を行う際に検討して、予算に入れ込むものなのではないでしょうか。

○事務局（廣瀬課長補佐）

多くの地区においては、年度当初では、特定事業についての議論はできていない状況です。事業の予定はあっても、予算は反映していないことが多いです。

○高橋委員

そうしますと、特定事業を実施するかしないかというのは、地域の活動が行われている途中で予定されるものなのですね。審議会の会議の開催が4回しか予定されてい

ないことから、あくまでもタイミングが合えばという程度の感覚でよろしいかと思えます。

○水島委員

特定事業助成金というものは、毎年継続実施するものでもよろしいわけですよ。2年目以降は、パターン化されるわけですよ。定例的な事業については、初年度のみ負担はありますが、それ以降はそれほど負担ではないのかなと思いました。

現状の提案された事業を見てみますと、広報紙の発行やホームページの作成事業など、全地区で共通になってもおかしくないものですよ。まとめ方を少し工夫することができると思えます。また、評価についても、もちろん全体を見る必要はありますが、事業をピックアップして特徴的な事業があれば、他の地域の参考にもなりますので、情報提供することもできるのかなと思えます。

○名和田議長

最初のご意見については、ずっと同じ事業をずっと継続することはいかなものなのかという議論が必ずあろうかと思えます。最低限、毎年少しずつ工夫を凝らすなど考えなければいけないことだと思います。

○水島委員

事業を一覧にするとそれぞれの地域の特徴がはっきり見えてくると思えます。慣れてくると新しいアイデアはあまり入ってこないもので、工夫が必要かと思えます。

○名和田議長

むしろ、我々もこういうことをお考えになったらいかがでしょうかというアイデアや意見を出さなければいけないと思えます。

○三輪委員

15万円の実績報告については、このとおりでよろしいかと思えます。地域コミュニティのそれぞれの活動については、どういう風に広げていきたいのか、事業をもっと増やしていきたいのか、組織に様々なメンバーを加えたいのかなど、それぞれ特徴が異なっていくと思えます。それに対して、特定事業自体は、例えば行政としては、全部の地区に提案をたくさん出してほしいと理解してよろしいですね。そうであれば、この特定事業が、個別の評価ですが、これを実施したことで15万円の組織母体の運営とどうリンクしたのか事業報告書の裏面に書いてはあるのですが、読み取りづらい

です。例えば、一覧にするとか特定事業評価表を工夫するとか、もっとしっかり記入できる書式にさせていただきたいと思いました。その結果、毎年度末の報告というのは、先に議論のあったとおりだと思います。

もう一つは、これらの報告自体を地域の皆さんと共有できる場があったら良いなと思いました。この審議会は公開ですが、お互いに議論する場ではないですし、既にそういった場があるのかもしれませんが、その場自体を私達は知りませんので、お話をさせていただきました。特徴的な取り組みや私の地域はこんなことをやりたいとか情報を共有できると思います。毎年実施すると大変なので、例えば2年に1回とかタイミングをうまくずらしたり、年度明けてすぐなど、情報を共有しないと広がらないかなと思います。

このことは、皆さんが先に議論した内容に加えての意見とさせていただきます。

○名和田議長

三輪委員の今のお話については、事務局として現時点でいかがでしょうか。

○事務局（岸課長）

各地区まちぢから協議会の中で、それぞれがどのような活動を行っているのかという情報の共有については、まちぢから協議会連絡会というものが組織されています。その中で、情報交換が月に1回定例会という形で行われています。ただし、これは、各地区の会長、副会長という役員が出席しているものですので、このような特定事業の情報共有の場としては、例えば1日別日を設けて、各地区の発表会のようなものを実施しても良いのではないかと思います。それを1年に1回なのか、2回なのかわかりませんが、市民の方に対しても、開かれた場が必要なのではないかと思います。

現状では、各地区のまちぢから協議会がどのような活動を行っているのかということについては、まちぢから協議会連絡会で情報共有が行われている状況です。

○三輪委員

まさに、特定事業の報告は、各地域が能力を使って自己評価を行うわけですね。それに対して、情報を還元する場がない、情報をいただきっぱなしという状況が気になります。率直な感想としては、いずれにしても来年度やってみないとわからないと思います。

○平井委員

我々も地域の活動状況を知りたいです。知らない判断することもできません。活

動状況をなるべく知ることができる状況を作っていただきたいと思います。

○名和田議長

宮崎市は、この地域ではこういったイベントがあるので、評価にお役立てくださいという情報提供があります。実際に、そのイベントに委員が行くかどうかは自由です。

○平井委員

そういった情報提供があれば、参加できれば参加します。せつかく、こういったコミュニティの審議を行うのですから、コミュニティがどういう活動を行っているのかわからないと審議ができないと思います。

○名和田議長

先ほど、三輪委員がおっしゃった2つのことについて、もっともな意見だと思いました。一つは、交流会のようなものを実施する、この審議会は条例上、形式的な存在になっており市長の諮問に対して答申するというものですが、もっと実質的なところについても審議会の仕組みを活用したらいかかかなと思いました。そういった意味では、今回事務局からご提案いただきましたこの仕組みについては、評価したいと思います。

もう一つ、特定事業評価表については、簡易なものですが、実際にやっていくといくつか評価の視点のようなものが徐々に出来てくると思います。評価内容を細かくすることは望ましくはないと思いますが、評価の視点のようなものを1～5点のようなものにして、それに書き込んでいくと評価もしやすくなるのではないかと思います。しかし、三輪委員がおっしゃったとおり、来年度一年間やってみないとわからないと思います。

平井委員が問題提起されたように、地域の活動に実際に行ってみる、もしくはその機会があることは重要だと思います。実際に物を見ると評価も自信が持てると思います。

○三輪委員

分野は違いますが、都市計画マスタープランの策定時に、ハード的なものですが、市民参加の意識が都市計画法にありますので、行けるかどうかわかりませんが、最低限活動の情報開示をしていただくことは必要だと思います。また、地域の方としても審議会委員がイベント等に来るのは、若干モチベーションがあがるかどうかわかりませんが、意識はされると思います。

○名和田議長

可能であれば、一回は、委員でイベントに行きたいですね。

○三輪委員

第三者評価というものは、大体イベントに顔を出して、管理運営団体を評価するという仕組みになっていると思います。

認定審査基準確認表があまりにも普通すぎて、基準への適合状況へどのように記載するのかわからなくて、すべて適合、適合となってしまいます。例えば、(1)に「申請書に活動区域の記載あり。」と記載されていますが、これが変更になることはあり得ないですね。むしろ、これが広がるのか重なるのかわかりませんが、特定事業でもそうですが、乳幼児サポート事業が、年に10回実施して、一回何分とかありますが、内容によっては、一か所でずっとやり続けるのか巡業的にあちこちで実施するのかその事業を通じてまんべんなく広がっていった感があるのか、この記載だと区域がはっきりしていることの規定しかないため、何を審査基準にするのかということによって、どういう波及効果となるのか関連付けて見せていただけるとわかりやすく良いかなと思います。

○名和田議長

今の三輪委員のお話を受けて、宮崎市の初期の評価の方法を思い出しました。初期の頃は、とても書類が多くて、しかも支出が適切であるかどうかといった監査的な評価項目もありました。三輪委員のお話のとおり、形式的な要件の合致と、実質的な活動の評価とは、また少し違う分類ですが、宮崎市では、いわゆる監査的な評価として、支出項目が適正かなど確認を行っていましたが、それは事務局の市の方で行っていただきたく、審議会としては、実質的な地域の活動の評価のみを行っていくべきだという方向にまとまりました。これも事業が進められる中で、活動しながら工夫した結果でした。

今のところ、条例との関係性からも資料2-3にあるように確認表というものは、条例が定める基準に合致しているかどうかという形式的なものです。これは、審議会として、ベーシックな活動として行わなければならないと思いますが、何のために評価をやるのかというと、特定事業によって実質的にコミュニティが推進されることを確認していくものになっていくと思います。

結果的には、来年度やってみないとわからないと思います。委員の皆様には、負担が増えることもありますが、我々の役割としても必要なのではないかと思います。

○平井委員

どうも書類評価のみで終わってしまうと感じます。実際には、どのような活動をしているか実際の評価が必要になると思います。

○名和田議長

平井委員のご意見の解決策として、一つは、現地を見るということですね。もう一つは、評価をするプロセスで地域とヒアリングを行うことです。今は、地区の担当職員から状況を聞いていますが、実際に地域の方から直接ご説明をいただくこともあり得るのかと思います。

様々なご意見をいただきましたが、他にいかがでしょうか。

事務局として、何か不足している点がありましたら、よろしく願いいたします。

○事務局（岸課長）

委員の皆様から様々なご意見を頂戴しましたので、参考にいたしまして、次回審議会までに検証に関する内容をお話させていただければと思います。

○名和田議長

ありがとうございました。それでは、議題（3）その他に移ります。各委員から、全体を通じて、質問やご意見はございますか。

○三輪委員

現状8地区認定されており、本日の結果を含めて、9地区の見込みですよ。この制度として、気になっていることとして、残りの地区については、どうなるのでしょうか。特に湘北地区が取り残されてしまっているという危機感がありますが、どういった状況なのでしょう。

○事務局（岸課長）

この地域コミュニティの取り組みについては、市として条例に基づき、推進していくものですが、あくまでも地域の中で、まちぢから協議会を立ち上げる必要があるのかないのか検討をして、議論をしていただくこととなります。そういった状況で、私達は、必要な情報を地域に提供して、必要な支援を行っていくこととなります。必ずまちぢから協議会を設立しなければならないというものではありません。地域の中で、自主的に検討していただきまして、立ち上げていただければと思っておりますので、

説明会や情報交換を行っているところです。

○三輪委員

わかりました。行政としては、地域の状況を把握しているのですね。

○名和田議長

行政としては、働きかけは行っているが、湘北地区について、来年度中にまちぢから協議会が設立されるという見込みがあるわけではないのですか。

○事務局（岸課長）

その見込みはありません。

○上原委員

湘北地区というのは、主にどちらの地域なのでしょう。地図で見ると、飛び地みたいになっている地区は、鶴が台団地のことでしょうか。

○事務局（岸課長）

主に鶴が台、香川、甘沼、みずき、松風台などです。飛び地は、鶴が台団地です。

○名和田議長

どの自治体でも、すべての地区では協議会が立ち上がらないで、一つくらいはどうしても残ってしまうことはありますね。

○事務局（岸課長）

まちぢから協議会連絡会という名称ですが、湘北地区だけは、湘北地区自治会連合会という形で参加していただいております。

○平井委員

行政に対する要望です。今後、高齢者が増えてくると思います。高齢者の力をうまく活用した地域コミュニティの推進が必要になります。例えば、子ども会についても、高齢者の力を活用した、子どもが相談しやすいコミュニティの場を提供していただければと思います。そうすれば、コミュニティの発展につながると思います。

○名和田議長

今のお話をご意見として、受け止めます。その他、よろしいでしょうか。事務局から連絡事項はございますか。

○事務局（廣瀬課長補佐）

長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。来年度の第1回審議会の日程調整をさせていただきたいと思います。事務局の案としては、5月下旬頃のご都合はいかがでしょうか。具体的には、5月22日の週でいかがでしょうか。

○事務局（岸課長）

新年度については、まだ未確定の部分もあるかと思しますので、また改めて調整をさせていただきたいと思います。個別に調整をさせていただければと思います。

○名和田議長

では、次回開催の日程については、改めて調整をさせていただきます。

以上を持ちまして、閉会いたします。

会長署名 名和田 是彦

委員署名 水島 修一